

講師

醫學博士 柴山五郎作氏

大正二年七月十一日より三日間多治見町に於て左の如く防疫講習會を開く

傳染病研究所技師兼内務省防疫課長

講師

醫學博士 北島多一氏

大正三年六月二十一日より三日間高山町に於て左の如く防疫講習會を開く

傳染病研究所技師

講師

醫學博士 志賀潔氏

大正四年十月十八日より三日間岐阜縣病院樓上に於て防疫講習會を開く

傳染病研究所技師

講師

醫學博士 宮島幹之助氏

同

同

古賀玄三郎氏

大正五年十二月六、七兩日多治見町に於て防疫講習會を開く講師及演題左の如し

九州帝大醫學部教授

一、花柳病及皮膚病

醫學博士 旭 憲 吉氏

大正七年三月十三日

第十二次總會に於て學術部の設立を決議し役員を左の如く囑託したり

幹事長 天津 創

幹事 吉益雄太郎 井上三郎 山崎秋津麻呂 三野 裕

野村 仁 渡邊柳吉 助川 浩

同年五月十八、九の兩日學術部講演會を開き會員演説の外左の特別講演ありたり

1 乳兒消化不良症の療法 醫學博士 笠原道夫氏

2 實地消毒法の要點 醫學博士 戸田正三氏

同 八年九月二十七日

日本微生物學會第八回總會を岐阜縣に開催に付本會學術部は之と合併主催したり特別講演左の如し

1 都市の衛生 醫學博士 戸田正三氏

2 我國のデモクラシーと社會問題 法學博士 米田庄太郎氏

同 九年十一月十四日

學術部に於て大垣市に講演會を開き會員演説の外左記特別講演を行ふ

内分泌に就て

醫學博士 辻 寛 治氏

同 十年十一月四日

兒童衛生展覽會附屬事業として兒童保護に關する講演會を開く

講師

内務省技師 定上 英 夫氏

同

縣病院小兒科部長 操 坦 水氏

同 年十一月十二日岐阜中學校講堂に於て講演會を開き左の特別講演ありたり

肝臟ヂストマに就て

醫學博士 武藤 昌 知氏

同 十三年四月十三日笠松町に於て講演會を開き左の特別講演ありたり

1 藥物の適用と其方法

醫學博士 林 亥之助氏

2 血行器疾患の藥物療法

醫學博士 酒 井 繁氏

同 十三年十一月二十三日物産館樓上に於て講演會を開き會員演説の外左記特別講演ありたり

1 發疹チブスの病原體に就て

醫學博士 草 間 滋氏

2 豫防醫學と治療醫學

醫學博士 高野 六 郎氏

同 十四年十月十八日日本縣衛生課と合同主催の下に中津町に於て講習會を開き會員演説の外左記の特別講演ありたり

1 神通川鱒の寄生蟲に就て

愛知醫大 江口 季 雄氏

2 結核の感染と腺病及肺癆の發生に關する新觀念

醫學博士 佐多 愛 彦氏

昭和二年三月二十日商品陳列所樓上に於て講演會を開く講師及演題左の如し

健康保險の實施に際して

日本醫師會書記長

法學士 内ヶ崎 騰次郎氏

昭和四年三月二十八日岐阜市役所會議室に於て左記講演會を開く

- 1 健康保險法の改正に就て 社會局技師 中川 義次氏
- 2 文化と精神衛生 警視廳技師 金子 準二氏

昭和七年三月二十七日日本縣衛生課及縣病院と合同主催の下に物産販賣軒旋所樓上に於て左記講演會を開く

- 1 眠りに就て 醫學博士 植松七九郎氏
 - 2 精神衛生と暗殺 警視廳技師 金子 準二氏
 - 3 内外療域に於ける「レントゲン」診療 醫學博士 岩井 孝義氏
 - 4 夏期の衛生 醫學博士 大場 士郎氏
- 昭和七年十月十七日益田郡下呂町湯の島館に於て左記講演會を開く
- 1 血液型に就て並其實驗方法 醫學博士 小南又一郎氏
 - 2 精神病の早期診斷と最新治療 醫學博士 小峰 茂之氏

昭和八年三月一日、二日 岐阜縣病院講堂に於て

同 三月三日、四日 益田郡下呂町役場に於て

- 講師 東京帝國大學教授 醫學博士 石原 忍氏

右は内務、拓務兩省の主唱にて本會も參同主催したのである。

コツホ博士の來岐

明治四十一年七月世界的細菌學の泰斗にして結核菌の發見者たる獨乙國のコツホ博士夫妻來朝せられたるに依り之を機として本會に於ても歡迎の上鷄飼を觀賞せしむる事に決せしを以て同三十一日其愛弟子にして傳染病研究所長たる北里博士之を東道せられ公園萬松館庭園に於て歡迎式を舉行し日本文及獨乙文の歡迎表を呈し長良川に案内して迎鶴舟を乗船として椅子卓子の座席を設け接待に努め且濃飛醫學會と共同して岐阜提灯三對を贈呈したるが此際各郡市醫師會の篤志者より歡迎費及コツホ結核基金を寄附せられたり。

關東大震火災に對する同情

大正十二年九月一日の關東大震火災に對しては救護班を組織して應援に赴きたる醫師會も有りしが本會は幸に本年舉行したる關西醫師大會費用の殘額ありしを以て之を本會々計に移管の上金五百圓を救療費中に寄附したり。

而して更に大日本醫師會よりの移檄に依り同業者の罹災に對する慰問として郡市醫師會員一名に付一圓以上の釀出を爲し之を送附したり。

柔道整復業者の不當行爲に關する件

柔道整復業者は按摩術營業取締規則第五條の二「營業者ハ脱臼又ハ骨折ノ患部ニ施術スルコトヲ得ズ但醫師ノ同意ヲ得タル者ハ此限ニアラズ」とある條文を準用せらるゝ規定なるに係らず自姿放漫此規定を無視する者續出するの有様なるを以て日本醫師會よりも實例報告方通知ありしが更に大日本柔道整復師會よりも左の如き通牒に接したり。

拜誦然は柔道整復術者中往々按摩營業取締規則を守らず醫師を雇入又は自ら山師的行動を爲す者御座候由拜承遺憾の至りに奉存候我等柔道教授者は規則を遵守し醫師の指導を受け打撲捻挫脱臼及骨折に對し補助的治療を施すを以て目的となすものに付不當の行動を爲すもの有之候節は速に御報告可申上候に付各醫師會に於かれても亦我々同業者中不心得のもの御發見相成候節は御報告被下度其節は我等同業者に於ても之れに忠告を與へ其効無き時は醫師會又は其筋の御盡力を願ふて充分なる取締を行ふ事に致度此段得貴意候

敬具

大正十三年十一月二十五日

東京市下谷區西町三番地(萩原七郎方)

大日本柔道整復師會

山田 永 俊 殿

藥律改正と醫業分業問題

藥品營業並藥品取扱規則の改正問題に付ては會長に於ては常に注意を怠らず隨時機宜の方法を取り來

りしが大正十四年一月政府に於ては愈之が改正案を帝國議會に提出する事に決し藥劑師法案、藥品法案として中央衛生會の審議に付したり、而して其藥品法案中には普通藥の混合販賣を認むる條項即ち「毒藥及劇藥に非ざる藥品に限り相手方の提示に従ひ藥劑師は調劑して販賣する事を得」とありしを以て若し之を認容する如き事あらば所謂無診投藥にして公衆衛生上危險を伴ひ衛生行政の根本を没却するの嫌あるを以て日本醫師會よりも之に對する策動方申來りたれば各郡市醫師會に移牒して山田會長は直に役員會を招集し其對策を講じ或は大坂に於ける關西醫師大會の常務委員會に或は日本醫師會の評議員會に出席活動し愈帝國議會の議に上るや理事山田良彦君と同道上京し各郡市醫師會の上京委員と呼應連絡して縣下選出の貴衆兩院の議員に面晤し其了解を求め遂に藥劑師法案のみを成立せしめ藥品法案は之を不成立に終らしめたり。

而して藥劑師法の成立するや附則第三項の醫師、齒科醫師、獸醫は其診療に用ゆべき藥品に限り調劑する事を得べき條項の改正又は削除を企て醫師の調劑權を奮はんとするのが強制分業論者である、山田會長は昭和十年六月の本會第十六回總會に於て過去に於ける對策運動の經過を述べて居られる、即ち左の如くである。

藥劑師法改正案の對策經過に就て

醫師が其診療する患者に對して調劑投藥するは治療行爲の一部にして大審院の判例も亦之を證して餘りあり只患者の希望により診療上支障なき限りは藥劑の交付に代へて處方箋を交付するを要するは醫師法施行規則の定むる處にして所謂任意分業制なり、然るに藥劑師法附則第三項に於て醫師、齒科醫師又は獸醫は其の診療に用ゆべき藥品に限り調劑することを得べく規定せるを以て之を改正又は削除して醫師の調劑權を奮はんとするは強制分業論者の主張なり。

回顧すれば帝國議會に於て最初に問題となりしは實に明治二十四年十二月であつた、第二回帝國議會に於て島田三郎外五名の提出に依りて「内務大臣に於て適當と認むる地に就き來る明治二十七年一月一日より逐次醫師の調劑を禁止す」との藥律改正案が提出せられたが同議會は審議に入らずして解散された、第五回帝國議會に於て明治二十六年十二月中村彌六外一名に依り「明治二十八年一月一日より之を禁止す」との改正案が提出せられたが始めて否決の運命を見た、第八回帝國議會に於ては明治二十八年二月小室重弘外七名により「明治二十九年一月一日より之を禁止す」との改正案が提出せら

れ否決されたが此時は其差甚だ少く賛成七十二名反對九十五名であつた。

第十三回帝國議會に於て明治三十二年二月前川楨造外五名に依り「明治三十三年一月一日より之を禁止す」との改正案が提出せられて否決された。

第三十七議會に至り大正五年二月鈴木梅四郎外二名により提出案の條文を訂正して「三年の猶豫期間を以て醫師の調劑を禁止することを得」との改正案を提出せられ特別委員に附託されたが審議未了の儘閉會となつた。

大正十四年四月藥劑師法の發布せられて以來大衆運動に變じて醫業分業請願書の提出を見ることになつた、即ち同年十二月八萬五千名と云ふ多數の連署を以て提出されて衆議院の請願委員會では採擇することに決したが本會議に上らぬ内に開期滿了となつた。

昭和三年三月には三萬一千人の連署を以て請願書が提出され請願委員は滿場一致を以て再び採擇に決した、此の報を得た醫師會は寢耳に水で直ちに應急對策を講じ本會議では審議未了まで漕ぎ付けた、昭和六年三月には紹介代議士百四十五名を獲得して別々に提出し巧妙なる策戰により矢張り請願委員會を通過し今回は本會議に於ても採擇せられて衆議院より政府に送付された其の意見書は

醫業分業實施請願

右請願の要旨は國民保健衛生上より考慮するときには醫業分業の實施は最も必要にして且緊急を要するものと信ず、而して第五十六回帝國議會衆議院請願委員會に於て全國都市に即時實施すべき意味に於て願意は採擇せられたり、依て之が實施を斷行せられたしと云ふにあり。

衆議院は其趣旨を至當なりと認め之を採擇すべきものと議決せり、依て議院法第六十五條により別冊及御送付候也。

醫業分業問願は簡單に要領を叙するも以上の如き經過なるを以て益其勢を驅りて遂に本年一月更に法律改正案として提出せられたのである、即ち冒頭陳述の藥劑師法附則第三項醫師、齒科醫師又は獸醫の上に「市の區域外に於ける」の九字を加へて市制施行地に實施せんとするのであるが是れは順次に藥劑師の普及する町村に及ぶは瞭然たる者である。

昭和十年一月三十日突然として日本醫師會より電話及電報を以て分業案成立の危險ある旨報し來る依て予は直に各都市會長に向け關係代議士に對する手配を乞ひ置き即夜上京對策を講じた翌朝先ず政友會政務調査會の理事たる縣選出の大野代議士を訪ひしに本案は二十九日の調査會に提案せられ論議の

結果再審することになり延期したるが本日(三十一日)に更に附議することゝなれりとの事にて予は衆議院に同行し其模様を視察したるに同調査會は甲論乙駁殆ど四時間に亘り遂に小委員に附託することになった。

依て予は日本醫師會に至り此模様を報じ引續き匹田、清其他の本縣選出代議士は勿論政友會幹部諸氏に懇々陳情する處があつた、是より先東京府醫師會は役員及各區醫師會役員總動員の下に必死となつて阻止の運動を爲して居られた、二月五日本會の評議員會を開き其狀況を報告したる處六日に至り日本醫師會より「形勢樂觀を許さざるを以て十二日を以て全國醫師大會を上野精養軒に開くを以て可成多數出席を乞ふ」旨電報に接した、直に各都市會長に通報し且縣醫師會よりは船渡理事と共に上京したるが郡市醫師會よりも夫れ／＼御出席を得て同大會四千三百餘名の來會にて空前の盛況を呈し各政黨幹部よりも代表者出席して反對意見を述べられ尙有志の演説もあり宣言決議を爲し幹部は手分けして之を携へ總理大臣、内務大臣、各政黨本部等に陳情した、予は政友會方面を引受け濱田議長に會見して諒解を求めた。

次に議案の成行を検討するに最初民政黨の武智代議士等が成規の賛成を得て提出せんとした處醫師會の運動其効を奏し賛成署名を取消すもの續出し久しく停頓せしが最後に國民同盟及無所屬より賛成者を得て提出された、併し是れも撤回された、政友會では政務調査會の小委員で握り潰す迄に協議された由だが民政黨が出した以上は成規の賛成者ある議案を阻止するは穩當ならずとて分業熱望者の面目を立て山下代議士に其提出を承認した、併し聞く處によれば上程はしても討論に入らずして即決否決する筈であつたとか云ふことで三月二十五日の日程には上つたが悲惨なる終末を告げた、關西醫師大會に於ては去二月十日臨時代表者會の際本問題も上程せられて決議案の外一般の人々が諒解し易き簡單なる聲明を爲すことに決し起案委員を設け予は其委員長として左の如き文案を得て報告した。即ち

醫業分業とは……………

醫藥の強制分業は國民大衆の保健衛生及經濟生活に關する大問題にして決して醫師と藥劑師との問題に非らざるなり。即ち

一、強制分業は醫師をして診察のみを爲さしめ調劑投藥の權利を奮ひ全部藥劑師をして之を爲さしめんとするものなり

二、醫師の調劑投藥は其治療行爲の一部なるも患者の希望により藥劑の交付に代へて診療上支障

なき限りは處方箋を交付するを得るは現在の所謂任意分業なり

三、強制分業は患者の自由意志を拘束し受療を不便にし治療の時機を失し而も治療費の負擔を増加せしむるものなり

四、現在已に任意分業行はれ薬剤師は製劑製藥分賣藥調劑等藥品に關する權益を有す之を要するに法律を以て醫藥の絶對的強制分業を行はんとするは全く理由なきものと認む。

其の後同大會の狀勢は去五月高知の大會に於て醜辭した、即ち醫師法又は施行規則改正案が提出され調劑權獲得を明文化するの主張が熾烈となつた、其狀況は已に報告されたが予は特別委員長に推されて之を審議し左の如き意見に纏めたのである。

醫師が患者に對し藥劑を交付するは治療行爲の一部にして已に醫師法の精神及大審院の判決例に於て明確なりと雖も尙世人の誤解を避くるが爲之を醫師法中に明文化するの意見を日本醫師會に提出すること。

之を要するに如上の如き經過なるを以て將來再燃すべきは必然の趨勢なるを以て油斷なく之に注意し對策を講ぜざる可からず且其費用の支出も覺悟を要することと思はれる之に就ては四月七日の本會評

議員會に於て「醫藥分業對策資金釀出の件」として御協議申上げ各都市醫師會に於て相當額を積立て一朝有事の際支障なからしむる様申合を願つた次第である、關西醫師大會に於ても「權利擁護特別資金釀出の件」として特別委員に附託中であり日本醫師會に於ても「日本醫政聯盟」を組織して三ヶ年間に一人十圓づゝ釀出せんかとの案も宿題となつて居るのである、願くば各位は其所屬會員に向て將來一層結束の上權利の擁護に向て緊張せられんことを望むのである、換言すれば是れ即ち國民保健衛生に寄與する所以である。

附言

大正五年二月の第三十七議會に於ける分業案の問題に就ては縣下選出の貴衆兩院議員にも大に配慮を乞ひたるを以て同年九月二十日貴族院議員上松泰造、衆議院議員坂口拙三、大場竹次郎、河崎助太郎、匹田銳吉、古屋慶隆、安田伊左衛門、長尾元太郎、岡崎久次郎諸氏の來岐を機として小坂會頭山田、青木、西尾の各理事は是等諸氏と縣會議事堂の一室に會見して其盡力を謝し尙將來の配慮を乞ひ諒解を得たる事あり。

校醫手当の削減と復活

本縣に於ては昭和九年度の豫算に於て突然縣立學校の校醫手当を半額以下に減額した大事件が有つた、夫れでも現任校醫の多數は黙々として承諾書に調印されたが一部の校醫より照會が有つて當局と折衝の上遂に翌年度に於て復活を見たが當時山田會長が總會に於て述べたる要旨は左の如くである、以て會員の結束が如何に必要なかを知るに足るべきである。

校醫手当問題に就て

縣立學校の校醫手当は職責の重大なる點より見れば從來としても寧ろ少額に矢して居るの感が有つた、然るに本年度に於て更に大削減されて、年度開始前各校醫に對し夫れ々々校長より承諾書の調印を求められたが偶中津高等女學校醫藤綱晨一君は此不合理なる交渉に對し一應之を拒絶して同郡上田會長及予にも照會せられた、予は縣廳に出頭して豫算を調査したる處如何にも無理非道醫師の職能を侮辱し學校衛生の發達を阻害するの虞ある暴舉なりと感じた、即ち三十八校の九年度豫算貳千八百拾五圓

に對し壹千五百六拾七圓を減額して壹千貳百五拾圓となつて居る、依つて北里學務部長に面會したる處部長は學校衛生技師一人を増員の爲め止むなく此舉に出たが不服で罷める人があれば直に希望者もあるから困難でなく且校醫によりては全く體格検査位に止めて不熱心な方もあり、手当の如きは眼中に無かるべきにより差支なからんとするに於て余は呆然として辭し去り、更に訪問したる處恰も京都府へ轉任の電報に接せられた處で最早交渉の資格が消失した依て更に田島總務部長に會見して此顛末を陳情した處、何故斯かる不合理な事をしたか一應取調べ善處するとの言責を得た、是より先上田惠那郡會長の照會に接するや各郡市醫師會長へも各校醫の事情態度を照會したるに、承諾書を提出したる者多數にして或は承諾書を出し乍ら裏面より不當を訴へ居る人もある狀況にて統制困難を感じたる爲め四月七日評議員會の協議題とした處、已に六莖十菊の感に抱かるゝ模様でもあり結束して力強く復活の折衝を爲すには困難の狀況に見えたが、兎に角、學校長より減額の交渉に接し承諾を與へたと否とに係らず一應山田會長より縣當局に復活方の折衝をなし其結果の報告ある迄身體検査を延期すべし各郡市内校醫に通告することゝに申合された、予は爾來坂間知事に對し減額の理由及復活要望に對し伺書を提出し且後任の高野學務部長及田島總務部長にも交渉した、爾來佐藤學校衛生技師及學務課の堤

主席屬等は數回予に會見を求め種々苦衷を訴へられたが、偶坂間知事の辭職説傳はりたるを以て予は四月十六日直に會見し在任中に解決方を申入れしに、同知事は中學同窓生たりし舊知の渡邊鶴吉君よりも事情を聞き居られたる際とて直に承諾して來る二十日の縣參事會に更正豫算を提出して復活すべく明言せられた、然るに翌日高野學務部長より會見を申込みたるに依り同部長及田島總務部長に會見したる處、豫算更正を爲さんとしたるに取調の結果已に承諾書を提出され發令濟の者多數にて今更直に之を變更するは事務取扱上到底不可能に付來年度に於て必ず考慮するから、本年度は現豫算の儘諒解せられたしとの事なりし、予も考ふるに本問題は發生の時機を失し校醫諸君の中已に統制を紊し居る以上は止むを得ずとして來年度を堅く約束した、此の會見の際予は考ふるに部長の如き萬一夫れ迄に榮轉さるゝが如きあらば水泡に歸するの虞あるを以て更に田口學務課長及堤主席屬の立會をも乞ふた其際當局の言葉の中には縣經濟に鑑み他の費目に於て一率に削減の場合は此手當も九年度通りに復活は困難なる旨を述べられたからそれは諒とした。

要するに斯くの如き暴壓的屈辱の交渉のありたる場合は自己一身上には輕微なる問題の如きも將來縣下一般小學校々醫手當にも影響するは勿論、他府縣にも衝動を與ふる事件なるを以て充分考慮の上承諾する以前に一應御照會を得たかつたのである、金錢上の問題で彼は云ふのは品性を疑はれるとか自己が承諾せざる場合は他に奪はれざるやとかの心事なりとせば甚だ遺憾の次第である、醫師會の二、三では其總會に於て他の會員に交渉があつても之を受諾せず、飽くまでも現校醫を擁護して權利の保全に努むべく申合されたのである、將來斯の種の問題勃發の場合には願くば一致結束統制を保つことに遺憾なからん事を切望する次第である。

醫師の領收書に對する印紙貼用問題

濟生會の診療費領收書に對し其筋より收入印紙貼用方を指示せられたる郡市會員ありたるを以て本會は其儀に及ばざる旨回答すると同時に念の爲伺書を提出して確たる回答を得た依て一般會員に左の如く通知した。

醫師ノ領收證ニ對スル印紙貼用問題ニ關シ伺書提出候處別紙寫ノ如キ通牒ニ接シ候間御通知申上候
追テ濟生會ニ提出スベキ領收證ニ對シテモ不及其儀旨取計ハレ度様當事者へ申出置候間爲念申添候

大正二年十一月三十日

岐阜縣醫師會頭 小坂慶二

(寫) 謹啓醫師ガ業務上作製スベキ金高五圓以上ノ領收證ニ對シテハ無論印紙貼用ニ及バザル儀ト存候得共會員中疑義ヲ抱ク者モ有之候間別紙參考書相添ヘ爲念御伺申上候間何分ノ御回答ヲ煩シ度候 早々敬具

大正二年十一月十三日

會 頭 名

名古屋稅務監督局長宛

(寫) 醫師ノ作製スル金高五圓以上ノ領收證ニ對スル印紙貼用方ニ關シ名古屋稅務監督局長ニ宛御申出有之候處右ハ稅法上ノ解釋トシテハ兎モ角取扱上ハ先以テ印紙ヲ貼用セシムル意無之候局長ヨリ移牒ノ次第モ有之候間別紙返戻此段及通牒候也

十一月二十五日

岐阜稅務署長司稅官 菱田綱次郎 印

岐阜縣醫師會頭 小坂慶二殿

醫政調査會の設置

醫事衛生に關する法規其他業務上の事項に付調査研究の必要ある場合會長の諮問機關として醫政調査會を設置する事となり昭和九年六月二十日の總會に於て左の規程を議決した。

岐阜縣醫師會醫政調査會規程

- 第一條 醫政調査會ハ岐阜縣醫師會々則第六十條ノ規定ニ依リ之ヲ設ク
- 第二條 本會ニ委員若干名ヲ置キ會長之ヲ委囑ス
前項ノ委員ハ縣醫師會議員若クハ所屬郡市醫師會ノ會員又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ之ヲ詮衡ス
委員ハ互選ニ依リ委員長一名副委員長一名ヲ選定ス
- 第三條 委員ノ任期ハ二ケ年トス
- 第四條 調査會ハ會長ノ諮問ニ應ジ醫事衛生ニ關スル法規、會員業務上ニ關スル諸般ノ事項其他必要事項ニ就キ調査研究ヲ遂ゲ意見ヲ開陳シ又ハ會長ノ委囑アリタル場合ハ會務執行ヲ擔當スルモ

第五條 特別ノ事項ニ就キ臨時必要ヲ生ジタル場合ニ於テハ會長ハ臨時委員ヲ委囑スルコトヲ得

第六條 醫政調査會ハ必要ニ應ジ會長之ヲ招集シ委員長議長トナル

第七條 委員長ハ議事ヲ處理シ其決議ヲ會長ニ具申スルモノトス

第八條 醫政調査會ノ事務ハ縣醫師會長之ヲ處理シ其經費ハ縣醫師會豫算ニ依リ支出スルモノトス

第九條 縣醫師會役員ハ醫政調査會ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得但シ委員タルモノ、外ハ可否ノ

數ニ加ハラザルモノトス

第十條 醫政調査會議事ノ處理ニ就テハ縣醫師會議事規則ヲ準用ス

而して第一回に委囑された委員は左の如くである。

- | | | | |
|--------|-------|---------|-------|
| 高木 義雄 | 大道寺慶男 | 山口 榮吉 | 蒲 勝祐 |
| 山口 新平 | 吉村 良雄 | 伊藤 吉左エ門 | 小坂 禮二 |
| 上田 豊 | 千葉泰一郎 | 浅井 三郎 | 竹中 進成 |
| 船渡 信治郎 | 山村 銹二 | 青木 泉 | 恩田 憲和 |

- | | | | |
|------|------|--------|-------|
| 奥村 茂 | 生田 治 | 岩田 芳之助 | 神谷 將隆 |
|------|------|--------|-------|

其後退官任期満了及死亡したる高木、山口(榮)、蒲、青木、伊藤、上田、竹中、山村、恩田、生田、神谷、諸氏の補缺として左の通り委囑された。

- | | | | |
|--------|--------|-------|--------|
| 村岡 隆俊 | 浅野 一太郎 | 大橋 員惠 | 安原 節太郎 |
| 熊谷 常治郎 | 高橋 進 | 可兒 淳一 | 伊藤 公道 |
| 水口 周平 | 廣瀬 文岳 | 野村 仁 | |

杏林計量自治會の設置

昭和七年九月二十四日大垣揖斐安八不破養老本巢の六郡市醫師會より左の意見書が提出された。

建 議 案

吾々醫師が萬全なる診療を施さんには完全なる計量器を必須とすべきや勿論なり茲に於て本縣醫師會内に計量器自治部を設け専任技術者を置き縣下各醫師の計量器の完備を期せられんことを希ふ茲に於て會長は各郡市醫師會が全部賛成なれば來年の總會を待たずして實行するの意向を以て同月二

十六日之を照會したるに既に實行しつゝありし郡市醫師會も有りし事とて異議者なかりしを以て同年十二月二十日の役員會に於て左の二件を決議し昭和八年度より之を實行する事に決した。

- 一、本會附屬杏林計量自治會規約
- 一、同會昭和八年度豫算

岐阜縣醫師會附屬杏林計量自治會規約

第一條 本會ハ杏林計量自治會ト稱シ事務所ヲ岐阜縣醫師會事務所内ニ置ケ

第二條 本會ハ各郡市醫師會員ヲ以テ組織ス但シ他人ノ診療所、治療所又ハ出張所ニ於テ診療又ハ

治療ニ従事スルモノハ之ヲ除外ス

第三條 本會ハ度量衡法ニ基キ會員ノ使用セル度量衡器ニ付キ自治取締ヲ行ヒ併セテ計量思想ノ改善發達ヲ計ルヲ以テ目的トス

第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達成スルガ爲メ技術員ヲ常置シ之ガ任ニ當ラシメ又必要ナル器具機械ノ設備ヲ爲スモノトス

第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名 本會ヲ代表ス

副會長 二名 會長ヲ補佐シ會長缺員ノ場合又ハ事故アルトキハ代表ス

理事 五名 會務ヲ處理ス

役員ノ任期ハ滿二ケ年トシ重任ヲ妨ゲズ但シ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就職スル迄ハ其ノ職ヲ行フモノトス

第六條 會長ハ縣醫師會長ヲ以テ之ニ充テ副會長及理事ハ會長ノ指名トス

第七條 技術員ハ一ケ年三回以上會員ノ使用セル度量衡器及計量器ニ付検査ヲ行ヒ其ノ成績ヲ會長ニ報告スルモノトス

第八條 會員ノ使用器物ノ検査ノ結果不合格トナリタルトキハ直チニ該器物ノ使用ヲ停止又ハ修覆シ或ハ廢棄セシムルモノトス

第九條 各郡市醫師會ハ本會ノ目的ヲ遂行スル爲メ毎年其分擔會費ヲ取纏メ指定ノ期日迄ニ納付スルモノトス

第十條 本規約ハ縣醫師會總會ノ決議ヲ經ルニ非ラザレバ變更スルコトヲ得ズ
 第十一條 本會計年度ハ曆年ニ據リ其ノ豫算、決算ハ總會ノ決議又ハ承認ヲ要スルモノトス
 第十二條 本會員ハ左ノ標札ヲ掲グルモノトス

記號	度量衡器	取締省略之章
略ス	計量器	岐阜縣

右決議の結果同二十五日役員を指定して二十八日役員會を開き實施方法に就き協議を遂げた、從來各郡市會員の計量器第二種検査(臨時検査)の結果不合格品簇出し知らず識らずの間に犯罪を構成して始末書を徴せられ、或は被告人となるもの夥からざりしが本會設立以來成績優良と認められ遂に其筋の検査を省略せらるゝ事となりたるを以て其跡を絶つに至りしは喜ぶべき現象なり。

役員氏名

- 會長 山田 永俊
- 副會長 山田 要
- 淺井 三郎
- 理事 森川英之助
- 渡邊 鶴吉
- 野村 仁

村瀬 迅策 兒 玉 勇

後渡邊氏辭任に付飯沼守一氏就任せり。

藥品私巡視の實施

郡市醫師會員の調劑所を整頓して不良藥品を存在せしめず、且藥品取扱に對し關係の諸法令に低觸せざらしむる爲に二、三の郡市醫師會に於ては已に私巡視を實施しつゝありしが、機運は遂に本會に於て之を統一するの必要に迫られ、遂に昭和十一年六月十八日の第十七回總會に附議せしに其實行方法は評議員會に一任する事に決定したるが、超へて七月四日に開かれたる同會に於ては昭和十二年度より之を實施する事に決定して左の規程を是認したり。

依て會長は之が經理に任すべき幹事として野村仁氏を囑託し事務の一部は高杉九市氏を煩したり。總會に於て山田會長は左の如く述べて居る。

此私巡視は之を實行しても度量衡の如く公巡視を省略すると云ふ規定が有りませぬので、折角計畫しても尙不安を感じらるゝ次第であるが、是は本會の巡視員と縣の巡視官との間に毎年打合を爲し

其成績に依りては不言の間に之を省略する方法も講ぜられて有ります、併し畢竟多數の府縣醫師會が之を實行する事に相成り巡視規則に於て之を省略することを得べき一條を加へらるゝ迄に至らんことを切望する次第であります。

臨席の高木衛生課長も左の如く言明して居られる。

自發的に縣醫師會の一機關として實行せらるゝ上は縣に於ては多忙にもあり人員も不定なれば公巡視を省略する考なり。

◇ 藥品私巡視規程

第十七回定時總會及評議員ニ於テ決定

第一條 本會ニ於テ藥品巡視員ヲ囑託シ郡市醫師會員ノ調劑所ニ就キ毎年二回以上藥品私巡視ヲ爲スモノトス

第二條 郡市醫師會ハ會員ノ一調劑所毎ニ毎年度豫算ニ計上セル經費ヲ本會ニ納入スルモノトス

第三條 藥品私巡視ニ關スル經費ハ特別會計トシ豫算ハ總會ニ於テ之ヲ議決シ決算ハ其ノ認定ヲ經

ルヲ要ス

第四條 本件豫算ノ經理ニ關シテハ會長ニ於テ幹事ヲ囑託スルコトヲ得

調劑に必要な器具の備付

藥劑師法施行規則制定の結果醫師の調劑所に於ても亦其第十三條を準用せらるゝ事となりたるを以て大正十五年七月各郡市醫師會長に向け左の如き通知を發した。

本年三月發布セラレタル同規則第十三條

藥局ニハ感量十ミリグラムノ天秤及感量五百ミリグラムノ上皿天秤其他調劑ニ必要ナル器具ヲ備フベシ

と規定し醫師も亦之を準用せらるゝ事となりたるを以て第七回定時總會の協議題となり役員會に一任せられたるを以て審議の結果會長及常務理事に於て非公式に縣當局と交渉左記の方針を取る事となり。

一、本則に指定せる天秤を全國幾萬の醫師に供給するは製作者の能率に於て容易ならずと思考する

も可及的早く備付けらるゝを希望す依て其供給ある迄は強て罰則を適用せざる方針

一、調剤器具に就ては

(壹) 内務省衛生局長通牒の内容

(一) 調剤臺

(1) 100cc 100cc 1000cc 2000cc の各液量器 500cc の熱湯計 300cc の滴繰 (口径三ミ
リメートルの滴下面を有するもの)

(三) 硝子製乳鉢 (内用薬専用ノモノ) 磁製乳鉢 (外用薬専用ノモノ) 截丸器、成丸器、浸煎劑
器、座劑器

(四) 匙 (金屬製角製) 菟 (金屬製角製) 漏斗 (硝子製磁製) 篩 (六組日本藥局法規定ノモノ)

藥研

(五) 滅菌器

(貳) 右通牒に對する本縣の方針

藥劑師 全部適用す

醫師 各科共

(三) の座劑器及 (四) の篩器藥研 (五) の滅菌器を除く。

齒科醫師 調劑するものと見做し醫師に準し尙 (三) の截丸器、成丸器及浸煎器を除く。

獸 醫 齒科醫師に準し尙 (五) の滅菌器を除く。

一、醫師會員に對して通則としては全部の備付を希望するも藥品巡視の際其調劑所に於て全く必要を
認めざる器具は備付なきも差支なしとの方針

越へて七月一日を以て警察部長より左の如く通知ありたり。

藥劑師法施行規則第十三條の規定に依る調劑に必要な器具に關する件

藥劑師法施行規則第十三條に於て藥局は調劑に必要な器具を備ふる様規定相成候處調劑器具は人に
依り其必要を異にするを以て一様に決定し難きも備付を要すと認むる標準別紙の通りに付き御承知相
成度候

(別記)

一、調劑臺

一、一〇cc 一〇cc 一〇〇cc 一〇〇cc の各液量器五〇〇cc の熱湯計、三〇cc の滴罐（口径三ミリメートルの滴下面を有するもの）

三、硝子製乳鉢（内用薬専用ノモノ）磁製乳鉢（外用薬専用ノモノ）截丸器、成丸器、浸煎劑器

四、匙（金屬製、角製）筥（金屬製、角製）漏斗（硝子製、磁製）

以上

結核及トラホームの豫防指示

大正八年三月二十七日發布されたる結核豫防法第二條に依り醫師は消毒其他豫防方法を指示するの義務がある、本會は同年十月二十三日發布の施行規則第一條に準據して左の如き指示事項を定めて會員の便宜に供した。

又同時に發布されたるトラホーム豫防法に對しても同様指示事項を定めた、會員は何れも之を印刷して置き當該患者に渡さるれば口授の不便を除く事が出来る。

結核豫防の指示

貴君は是丈の注意が必要です。

(一) 病人が唾や痰を諸所に咯き捨てぬこと。

唾や痰は紙か布へ略かして唾壺か便所か又は下水へ捨るがよろしい。

(二) 唾壺の中に溜つたものは消毒薬（二十倍の鹽酸加石炭酸水）を混ぜて便所へ捨ること。

消毒薬は醫師又は藥劑師の所でお求めなさい。

(三) 病人が咳や嚏をする際には成べく布片か紙片を口鼻に當てさして唾や鼻汁が外へ飛ばぬようにすること。

(四) 病人の痰や唾の附着したものは直ちに便所へ捨てること。

便所へ捨ることの出来ぬものは消毒をすること。

消毒は焼却、煮沸、熱氣、藥品等品物に依つて區別があります。

(五) 病人の居室は成べく日光が入り空氣が通る心持よい所に定めて他の者が其居室を使はぬこと。掃除は箒や采を用ひず塵埃が立たぬよう濕つた雑巾で拭くこと。

(六) 病人の用ひた食器、手拭、寢具等は病人だけ使ふのを定めて置いて夜具や衣服の類は時々日光

に曝すこと。

(七) 病人の使つた衣服、夜具、書籍、其他の物品は消毒してからでなければ遣つたり貸したり賣つたりしてはなりません。

消毒の方法は物によつて夫々異なりますから委しいことはお尋ね下さい。

(八) 病人の居室を換へたり轉宅したり亡くなつた時は必要な箇所を必ず消毒せねばなりません。此外御不審の點があれば遠慮なくお尋ね下さい。

以上の事を守らぬと大正八年の三月に出た法律で科料を取られます。

大正 年 月 日

何 某 殿

醫師

患者

ニ關スル消毒及豫防ノ方法ヲ御指示被下承知仕候

大正 年 月 日

何 某

醫師

殿

昭和十二年七月の改正により(五)が削除されて左の二項が追加されました。

- 一、患者の居室は可成専用して採光換氣に注意し常に清潔を保持すること。
- 三、患者と同居せる者は時々健康診断を受くる事。

トラホーム豫防の指示

トラホームは傳染する眼病であります、一度罹ると容易に治り難く手當を怠ると盲目になる事もあります。故にトラホーム患者は全快するまで堅忍持久して治療を受けねばなりません。

トラホームの病毒は眼脂の内に含まれて居りますからすべて眼脂の附いたものから他人に傳染ります故に次の豫防消毒の注意を必ず守つて下さい。

- 一、手拭は必ず患者だけ使ふのを定めておいて他人に貸し借りしてはなりません。
- 二、洗面器も患者のものは必ず別にして他人はそれを決して使用してはなりません。
- 三、患者の使つた手拭、手巾、洗面器などを他人に貸したり與へたりするには煮沸するか又は熱湯を掛けてよく洗はねばなりません。
- 四、眼脂を拭ふには晒木綿、ガーゼなど眼拭を決めておいて汚れ易いから時々熱湯で洗つて常に清潔

なのを使はねばなりません。

五、指爪を短く剪つて顔面や手指は常に清潔に心掛けねばなりません。

大正 年 月 日

醫師

何 某 殿

◎注 意

トラホーム患者が治療を怠つたり醫師の指示を守らなかつたりすると法律第二十七號トラホーム豫防法の規定により科料に處せられます。

花柳病の豫防指示

花柳病豫防法は昭和二年四月五日法律第四十八號を以て發布せられた其第三條に「醫師ハ傳染ノ虞アル花柳病ニ罹レル者ヲ診斷シタルトキハ傳染ノ危険及傳染防止ノ方法ヲ指示スベク」と規定してある依て本會に於ては左の如き豫防心得を起草して各郡市會員の指針とした。

花柳病豫防心得

花柳病は主として性交によりて傳染し民族の衰亡をも招來する恐るべき疾病であるからよく此の心得を熟讀して他人に病毒を傳染させぬ心懸けが肝要である。

傳 染 と 危 害

- 一、花柳病には梅毒、淋病、軟性下疳の三種がある
- 二、併し性交によらなくとも傳染することがある例へば
 - イ、梅毒は接吻、授乳、交盃、吹付煙草等でも傳染し、指先、食器等からも傳染する
 - ロ、淋病は膿の附着した指先、手拭、褌、腰卷、下着、寝具等からも傳染する
- 三、性交後二、三日の内に尿道口から膿が出たり、白帯下があるのは淋病の感染であり、三、四日内に局部に疳瘡の出来るのは軟性下疳にして二、三週間経つて局部に疳瘡の現はれるのは梅毒の初期硬性下疳である
- 四、横痃は軟性及硬性下疳共に續發し、又淋病に生ずることあるも其性質は夫々異ひがある。治

療を怠る時は梅毒は進んで第二期(一二年の内に皮膚の發疹、脱毛、咽喉の痛み、聲がれ等)第三期(内臓疾患、骨がらみ等)遂には腦脊髄梅毒となり又は精神病の様な癡人になることもある

- 五、胎児には遺傳梅毒を傳へて流産、死産の原因となり、生れても病弱であり低脳であり身心共に満足な發育を遂げることが出来ない
- 六、淋病は往々副睾丸炎、攝護腺炎、關節炎、子宮病、卵巢炎、膿漏眼等の恐るべき病氣を惹起し、それが爲め子供の出来ない原因になり又は失明したり不具となることがある
- 七、花柳病は早く正しい醫藥を受けば癒るが途中で醫藥を廢めたり又手療治などをしてゐると、こちれて重くなり、不治ともなる

豫防上の注意

- 一、花柳病患者は性交を避けること
性交は病氣を悪くする許りでなく相手に病氣を傳染さす危険がある
- 二、已むを得ない場合は必ず「サツク」を用ひること

尚ほ性交後直ぐ相手に成るべく次の様な方法を行はせ又自分も同様のことをするがよい
イ、放尿すること

ロ、五千倍過マンガン酸カリウム液又は石鹼にて局部の内外を充分に洗ふこと
ハ、豫防劑を使用すること、其種類としては左の四種がある

- 一、青酸々化汞製劑(海軍式)
- 一、青酸々化汞及青酸銀製劑(陸軍式)
- 一、甘汞膏(メチニコフ式)
- 一、昇汞膏(ナイセル式)

之れを局部に充分塗布する外其の少量を尿道口内にも塗り込む。接する前にも塗れば一層有効である

淋病にはプロタルゴール溶液を二、三滴尿道口内へ滴らし込むと豫防の効がある

二、業態者はスポイト又はイルリガートルの様な洗滌器で局部を洗ふが宜しい。

三、梅毒患者は接吻せぬこと、又梅毒に罹つて居ない兒は授乳せぬ事

- 四、膿や分泌液で汚れた綿、紙などは便所に棄て、腰巻等の布片等は洗濯ソーダを入れた熱湯に浸して消毒すること
- 五、患部に觸れた手指は石鹼でよく洗ふこと
- 六、患者使用の手拭、食器、洗面器、衣服、寝具は成るべく別にし、他人に使はせる時は豫め消毒する事、消毒方法としては衣服、寝具の類は日光に充分曝し、手拭、食器等は熱湯に充分に浸すがよい
- 七、酩酊時には花柳病に罹り易いから性交をせぬこと
- 八、三種の花柳病の何れかに罹つて居る者でも更に他の花柳病に罹る危険があるから用心せねばならぬ

國民健康保險法の實施

醫療制度の劃期的變更とも云ふべき國民健康保險法が實施されて、縣下に於ても本年度内に五六の組合が出来たる模様であるが、山田會長が縣民須知の爲に「自治」「警友」其他二三の誌上に於て其要領を發表

したる者は左の如くである。

國民健康保險とは……

同法案は曩に衆議院に於て可決せられ更に去る三月三日を以て貴族院を通過したから、愈々近日法律として發布せられ、來る七月より其事務が開始せられるのである。本案は昭和九年四月から内務省に於て調査研究に着手せられて其要綱案を發表し、各方面の輿論に問ひ且社會保險調査會に諮問の上同十二年二月第七十回帝國議會に於て始めて衆議院に提出せられたのである。同院に於て論難研究の結果第九條の代行規定を削除して附則其他希望條件を追加して可決の上貴族院に於ても之に同意し、三月三十一日上提今や可決せられんとする利那に於て衆議院解散、貴族院停會の爲に不成立となつたのである。

厚生省新設の結果其所管となつたが、相剋摩擦を避くるが爲に更に社會保險調査會に諮問して、妥協的修正案を得たので本年の第七十三回帝國議會に於て再び衆議院に提出されたのである。其内容は即ち社會保險の一種であつて相互共濟の精神と平素の用意とに依つて一定區域毎に保險組合を組織せしめ、組合員

の醫療費の合理化健康の回復を計るのである、其方法は貧富の階級に依り等差を設けて毎月相當の掛金を爲し置き、疾病負傷の場合には組合が其の費用を負擔して醫師の診療を受け得らるゝ立前であるが一部分は當該世帯主をして負擔せしむる事も出来る様になつてゐる。

◇ 傷病者は誰でも自己の信賴する醫師に隨意に診療を受くる事を望む者で、其方が治癒の機轉を早める事は云ふ迄もない事實だから自由に醫師を選擇する事が出来る組織が必要である、又診療其者の價値を低下せしめて粗診惡療に陥り療病上の弊害を招くの虞が有つてはならぬから、組合が物品を購買する様に診療費を無理に切り詰める事は考へ物である、飽く迄も醫師會と協力して日新の醫學に順應する治療を爲し得る事にして一面には醫師の指導監督をも十分に出来る事にせねばならぬ。

◇ 法文に就て吟味して見ると第一條には

國民健康保險ハ相互共濟ノ精神ニ則リ疾病負傷分娩又ハ死亡ニ關シ保險給付ヲ爲スヲ目的トスル者トス
ト有つて第二條に於て「國民健康保險組合之ヲ行フ」と規定して有るから保險者は組合である、而して其

組合は第九條に於て二種に規定して有つて法人の資格が與へてある。

(一) 普通國民健康保險組合

(二) 特別國民健康保險組合

(一)の組合は市町村の區域に依り世帯主を組合員とするのであり (二)の組合は同一事業又は同種事務に従事する者を組合員とするのである、組合を作るには發起人は規約を作つて組合員たらしとする者の同意を得て地方長官の認可を受けるのである。

◇ 被保險者は世帯主たる組合員の外其家族をも含むのである、事業としては即ち疾病負傷に關しては療養の給付、分娩に關して助産の給付、死亡に關しては葬祭の給付であるが、特別の事由ある場合は療養の給付のみに限る事も出来るのである。組合は療養の給付の外積極的に被保險者の健康を保持増進する爲の豫防施設、健康診断に關する施設、保養に關する施設等の保險施設を爲す事も出来るのである。

◇ 保險料は等差を設けて徴收する事は先に述べた通りだが恐くは十級乃至三十級に分けらるゝであらう、

特別の事由ある者には減免したり猶豫する事も出来るのである。又一定期間疾病負傷の無かつた場合には保険料の一部を拂戻す事も出来るのである。組合の收支決算其他重要な事項は組合會を設けて其議員に依つて議決せられるのであるが、組合には又其事業の執行の爲に理事數名を置き其中から理事長を互選して組合を代表せしむるのである。

組合又は組合の事業を行ふ法人に對しては主務大臣及地方長官が之を監督するのであつて被保険者に對して診療又は薬剤の支給を爲す醫師、齒科醫師又は薬剤師の範圍を決定する場合は地方長官の認可を要する事になつてゐる、之れが即ち被保険者をして自己の信頼する醫師を自由に選擇する事の出来る様にして組合が勝手に醫師其他を限定するのを豫防するの目的である。

いよ／＼組合が出来て始める事になれば國庫は豫算の範圍内に於て組合又は其事業を行ふ法人に對して補助金を交付する事を得る様に規定されて居る。道府縣に國民健康保險委員會と云ふのが組織されて地方長官の諮問に應じ又は紛争を生じたる時は其解決に付斡旋を爲し其他保險給付の決定に不服ある者に對しては審査を爲す事になつて居る。

第五十四條に「營利ヲ目的トセザル社團法人ニシテ其社員ノ爲ニ醫療ニ關スル施設ヲ爲スモノハ命令ノ定ムル處ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケ組合ノ事業ヲ行フ事ヲ得」と規定して産業組合法に依り醫療利用を目的とする者に對して代行を認めたのである、之れが第七十議會に於て産業組合と醫師會と意見を異にして第七十議會で大紛争を醸したのであるが、之を許可するに就ては内容の充實が必要條件となつた、即ち事業成績が優良で財政の基礎が確實なる事、醫療施設の完備せる事、其他區内の世帯主が殆んど加入して居る事等の必要がある否之でなければ代行させる事は出来ないのである。

政府は昭和十三年度の經費として四拾貳萬五千七百五拾四圓を支出する事になつたが、中央地方の事務費が拾參萬六千五百參拾六圓で療養給付の開始は十月からとして組合に對する補助金が四ヶ月分で拾六萬六千六百六拾六圓である。一組合の被保険者を平均四千二百人として百廿組合五十萬人に實施せんとするのである。之を一ヶ年に換算すると補助が五拾萬圓だから被保険者一人に付一ヶ年壹圓平均であるが、貧弱町村には増額する方針となつてゐる、醫療事務の指導監督の爲に地方廳に技師一名を配屬するから此經

費が拾貳萬貳千五百五拾貳圓である、之を地方に按分して考ふる時は本縣の如きも二三の組合が出来る譯だが果して何れの町村が先鞭を着くのであるか早く其消息を知りたい者である。



之を要するに國力の伸展は國民の健康に俟たねばならぬ、其保持増進には保健施設が第一であるが一度び疾病に罹り又は負傷したる場合には速に健康を回復せねばならぬ、従つて醫療費の合理化と醫療機關の普及が緊要視されるので之には診療費の負擔が從來の如く臨時支出を要するのでは中産以下の家庭では知らず、借金で以て之を補充し積り、貧困の原因を爲すので昔から「食ふに倒れぬが病むに倒れる」と云ふのは此の事である。故に平素に於て月々少額の保険料を掛けて一朝疾病負傷の場合には安心して醫療を受くる事が出来るのが全く社會政策を加味して時代に順應したる施設なのである。

(昭和十三年三月廿日稿)

附 錄

醫 制

(明治七年三月發布)

- 第一條 全國ノ醫政ハ之ヲ文部省ニ統フ
- 第二條 醫政ハ即人民ノ健康ヲ保護シ疾病ヲ療治シ及ヒ其學ヲ興隆スル所以ノ事務トス
- 第三條 文部省醫務局中ニ醫監、副醫監ヲ置キ專ラ醫政ヲ擔任セシム
- 第四條 全國内ニ衛生局七所ヲ設ケ大中小ノ衛生局ヲ置キ文部省ノ趣旨ヲ奉シテ地方官ト協議シ其區中一切ノ醫務ヲ管理セシム
- 但シ海陸軍陣病院ノ事務ハ此限ニ非ス
- 第五條 各地方ニ於テ醫務ニ關スル事件ハ總テ衛生局ト協議スヘシ(當分)衛生局完備セサル間ハ文部省ニ申出ツヘシ
- 第六條 地方官ニ於テ醫務掛ノ吏員一二名ヲ置キ管内ノ醫務ヲ掌ラシム其人名ハ兼テ文部省竝ニ衛生局ニ届ケ置クヘシ

但シ地方官員ヨリ兼任タルヘシ

第七條 地方ノ醫師及ヒ藥舗主、家畜醫等ヲ選テ醫務取締トナシ衛生局及地方官ノ差圖ヲ受ケ部内日當ノ醫務ヲ取扱ハシム

第八條 醫務取締ハ醫師、藥舗主等ヨリ出ス所ノ書類ヲ集メ毎年兩度二月、七月中衛生局ニ出スヘシ但シ臨時ノ願伺等ハ其時々地方官衛生局ニ出スヘシ

醫務取締ハ各地ノ習俗竝ニ衣食住等ノコトニ付現ニ健康ヲ害スルコトアルヲ察セハ衛生局ニ申出スヘシ

又流行病アリテ醫師ヨリ届出タル時ハ病症ノ善惡流行ノ緩急ヲ察シ速ニ衛生局竝ニ地方官ニ届クヘシ

第九條 衛生局ノ長ハ區内ノ醫務ヲ擔任スト雖モ大事ハ地方官、學長、院長等ト議シテ其事實ヲ具シ決ヲ文部省ニ取ルヘシ

第十條 衛生局ノ長ハ學長、院長及ヒ醫務取締等ヨリ出ス所ノ書類ヲ集メ前半年施行セシ醫務ノ得失醫學校、病院ノ盛衰、醫師、藥舗等ノ學術行狀ヲ察シテ之ヲ記シ且ツ區内ノ人民ノ生死表ヲ製シ後

半年施設スヘキ目的費用ヲ附シテ毎年二度四月、九月中之ヲ醫監ニ申送スヘシ

所轄ノ地方ニ流行病アリテ醫務取締ヨリ届出タル時ハ衛生局長急ニ醫務取締及ヒ地方ノ大醫碩學ヲ會シテ豫防救治ノ方法ヲ議シ之ヲ文部省及ヒ近隣ノ府縣ニ報告スヘシ

第十一條 醫監、副醫監ハ全國ノ醫師、藥舗主及ヒ醫學校、病院等ヲ總括シ醫政施設ノ得失ヲ觀察シテ事務ノ順序ヲ定メ其費用ヲ算シテ文部卿ニ啓ス

第一 醫 學 校

第十二條 各大學區ニ醫學校一所ヲ置キ病院ヲ屬ス

(當分)東京、長崎二所ニ設ケ其他ハ地方ノ便宜ヲ度リ漸ヲ以テ設立ス

第十三條 醫學校ハ豫科三年、本科五年ヲ以テ學課ノ滿期ト定ム豫科入學ハ十四歳以上十八歳以下ニシテ小學卒業ノ證書ヲ所持スル者ヲ選ヒ體質ヲ檢シテ之ヲ許ス

但シ證書ヲ所持スル者ト雖モ教師校長ノ意見ニ因リ更ニ小學科ノ内醫學ニ緊要ナル數科ヲ檢スルコトアルヘシ

入學免許ノ時期ハ毎年二次其月日ヲ定メ三箇月前之ヲ報告スヘシ

豫科課目

(甲) 數學

(乙) 獨逸語學

(丁) 理學

(戊) 化學

(巳) 植物學大意

(庚) 動物學及ヒ礦物學ノ大意

右ノ學科ヲ卒フル後ハ大試業ヲ遂ケ豫科卒業ノ證書ヲ與ヘテ本科ニ入ラシム 此試業ヲ本科入學試業トス(當分)二

十歳以下ノ生徒ヲ選ヒ中小學ノ數科中 讀書、算術、外國語學 及ヒ理化學ノ大意等 其學ヒタル所ニ就テ之ヲ試業シ年齡體質

ヲ較量シ才力ノ當否ヲ察シテ豫科入學ヲ許スヘシ

第十四條 本科入學ハ二十五歳以下ニシテ豫科卒業ノ證書ヲ所持スル者ニアラサレハ之ヲ許サス

他ノ學校ヨリ轉シテ本科入學ヲ請フ者ハ從來所就ノ學長ヨリ其趣意及ヒ本人ノ屬籍姓名年齡ヲ詳記

シテ其入ラント欲スル所ノ校長ニ送ルヘシ

本科入學ノ試業ハ毎年二次醫學學校所在ノ地ニ開キ醫監、校長、教官等五人乃至七人ヲ以テ試業掛トシ醫監、校長ノ内一人ヲ以テ其會長トス但シ會長及試業掛ノ人員ハ開場毎ニ文部卿之ヲ命ス會長ハ地方ノ大醫碩學ヲ請ヒ試業ニ與カラシムルノ權アルヘシ試業ノ時日場所ハ三箇月前文部省ヨリ報告スヘシ

(當分)本科入學ヲ請フ者ハ二十五歳以下ニシテ數學、獨逸語學、羅甸學及ヒ理化學大意ノ試業ヲ遂

ケ之ヲ許ス

各大區ノ醫學學校ハ其處置ヲ異ニス第十五條當分ノ條ヲ參攷スヘシ

本科課目

(甲) 解剖學

(乙) 生理學

(丙) 病理學

(丁) 藥劑學

(戊) 內科

(己) 外科

(庚) 公法醫學 裁判醫學及
護健法ヲ謂フ

右ノ學科ヲ卒フル後ハ大試業ヲ遂ケ醫學卒業ノ證書竝醫學士ノ稱號ヲ與フ 試業ノ法前
條ニ同シ

第十五條 第一大學區醫學學校ニハ專門局ヲ屬シ醫學區卒業ノ證書ヲ得タル者殊ニ一科ニ志シ其才器大成スヘキ者ヲ選ヒ學資ヲ給シテ之ヲ入ル

專門ノ科目

(解剖科)

(生理科)

(病理科)

(藥劑科)

(內治科)

(外治科)

(公法醫學科)

此外家畜醫學校一所ヲ屬ス

(當分)專門局ノ設ナシト雖モ第一大學區醫學學校ニハ各科專任ノ外國教師一人宛ヲ置キ專ラ其業ヲ講習セシム

各大學區ノ醫學校預科ノ學問ニ於テ第一大學區醫學校ト差別ナカルヘシト雖モ本科ニ至リテハ或ハ其期限ヲ伸縮スルコトアルヘシ

地方病院ニテ醫學ヲ教授スル者本科入學ハ當分學科ノ試業ヲ要セス從來醫ヲ業トセシ者ハ其長ノ見計ヲ以テ員外ノ生徒トシ預科ヲ經スシテ直チニ本科入學ヲ許スコトアルヘシ

右ノ病院ハ入學ノ生徒ニ限ラス偏ク醫生ノ出席ヲ許スコトアルヘシ

第十六條 入學ノ生徒ハ校長ノ許可ヲ得ルニ非レハ妄ニ出入スルコトヲ許サス 第十三條以下ハ各地醫學校
病院ノ規則ヲ參攷スヘシ

第十七條 官費生ハ毎年兩度別段ノ試業ヲ設ケ從來修メタル所ノ學科ヲ檢シ其選ニ當ラサル者ハ之ヲ

除クヘシ

第十八條 授業料ハ每一期 六箇月ヲ
一期トス 開講前一時ニ之ヲ納ムヘシ事宜ニヨリ授業料ヲ増減セント欲スル

トキハ校長、衛生局協議ヲ遂ケ文部省ニ開申シ半年前之ヲ報告ス

第十九條 官費ノ病院ハ醫學校ニ屬スルモノニ限ルヘシ

第二十條 醫學校附屬ノ病院ハ院長或ハ副院長當直醫師、藥局長以下ヲ置クヘシ但シ其員數ハ院長其校長ニ議シ衛生局地方官ノ協議ヲ以テ文部省ニテ之ヲ定ム

第二十一條 院長ハ公私病院ニ拘ラズ醫術開業免狀第三十七條ヲ所持スル者ニアラサレハ其職ニ任スルヲ許サス

(當分)本科課目ノ大意ニ通スル者ヲ選テ之ヲ任ス

第二十二條 醫學校附屬病院ノ院長ハ專任或ハ校長、副學長ヨリ兼勤スルコトアルヘシ

第二十三條 院長ハ公私病院ニ拘ラス毎半年間療スル所ノ病客ノ員數、治癒、死亡、病名等ノ明細表ヲ撰シ毎年兩度二月、七月中衛生局及ヒ地方廳ニ出スヘシ

又難病奇患ノ始末及ヒ諸經驗等ヲ詳記シ教師及ヒ自己ノ意見ヲ附シテ文部省ニ出スヘシ

第二十四條 醫學校ニ屬スル病院ノ費用ハ地方ヨリ其幾分ヲ給スヘシ

但シ入院料、藥種料ハ院長其校長、地方官及ヒ衛生局ニ議シ文部省ニ申達シテ之ヲ定ム

(當分)入院ノ病客ヲ分テ三等或ハ五等トシ地方ノ便宜ニ應シテ每等相應ノ入院料ヲ收ム極メテ貧窮ニシテ其實證アルモノハ納金ニ及ハス但シ地方病院ノ規則ヲ參攷スヘシ但シ此病院ハ診察料ヲ收ムヘカラス

第二十五條 一府縣或ハ有志ノ人民協同シテ病院ヲ建設セント欲スル時ハ先ツ發起人社中ノ人員、醫師、教員ノ屬籍、姓名、履歷及會社ノ方法、資金ノ緣由、保續ノ目的ヲ記シ學問ノ課程、病室藥局ノ規則ヲ附シテ地方官ニ出シ地方官之ヲ衛生局ニ議シテ文部省ニ達シ以テ許可ヲ受クヘシ

諸省使寮等ニテ病院ヲ設クル者ハ醫師、藥局掛ノ屬籍、姓名、履歷及ヒ院內ノ諸規則ヲ記シ其長官ヨリ文部省ニ議スヘシ海陸軍ノ外地方病院ハ學科ノ條目、醫師、教員ノ選舉等總テ醫學校及ヒ附屬病院ノ規則ニ準フヘシト雖モ地方ノ情態ニヨリ一時照準シ難キモノハ其情實ヲ記シテ文部省ニ開申スヘシ

第二十六條 癡毒院、癲狂院等各種病院設立ノ方法ハ皆前條ニ則トルヘシ

第二 教員附、外國教師

第二十七條 凡ソ教員タルモノ醫學校ハ勿論病院、私塾ト雖モ必ス教授免狀ヲ所持スヘシ但シ三人以下ノ子弟ヲ教フル者ハ此例ニアラス

教授免狀ハ醫學卒業ノ證書或ハ其專修ノ一科若クハ數科ノ卒業證書ニ行狀證書從來所就ノ校長若クハ二年来所住ノ地方官ヨリ出スモヲ添ヘ衛生局ニ出シテ之ヲ受クヘシ

但シ衛生局ニテ異見アル時ハ更ニ其學科ヲ試業スルコトアルヘシ

(現今)教員ノ職ニアルモノハ試業ヲ要セス

第二十八條 教官醫學校ニテ教員トナル者ヲ稱スノ選任ハ學士ノ中ニ於テ其學科ニ卓越シタル者ヲ採用ス

(醫制發行凡ソ十年ノ間)教官ヲ選用スルニハ其專任ノ科目二三條ヲ検査スヘシ

第二十九條 教官中ノ一人ヲ推シテ校長トシ學校一切ノ事務ヲ掌ラシム

校長ハ醫監ノ選舉ヲ以テ文部卿之ヲ命ス校長ハ躬ラ教場ニ臨ミ教導ノ體裁教官生徒ノ勤惰進否ヲ察シ全校ノ風儀ヲ整ルヲ以テ旨トス

學校ノ事務ニ付校長新ニ施行セント欲スルコトアラハ必ス先ツ衛生局ニ議シ大事ハ決ヲ文部卿ニ取ルヘシ

校長ノ議若シ醫監ニ協ハサル時ハ直ニ文部卿ニ申白スルヲ得ヘシ校長ニハ在職中學校内ニ於テ一字ノ居家ヲ給スヘシ若シ校内ニ相應ノ場所ナキトキハ接近ノ地ニ於テ之ヲ給ス

第三十條 學長ハ前半年間修ムル所ノ學科ノ簡條生徒ノ員數階級等明細表ヲ製シ後半年ノ課程ヲ記シ別ニ學校ノ事務ニツキ自己ノ意見アルモノハ之ヲ附シテ毎年兩度二月、七月中衛生局ニ送ルヘシ

病院、私塾ニテ醫學ヲ教授スルモノモ亦右ニ同シ

第三十一條 教官ノ員數及ヒ褒貶黜陟ハ醫監校長ノ協議ヲ以テ文部卿之ヲ定ム

教官建議スル所アラハ必ス校長ニ申白スヘシ但學校ノコトニ付文部卿及醫監ヨリ訊問スルトキハ其意衷ヲ悉スヘシ

第三十二條 校長、院長、教員タル者ハ醫學校、病院及ヒ私塾ヲ論セス或ハ懶惰ニシテ職務ヲ怠リ或ハ商賣ニ通シテ奸利ヲ謀ル等總テ不行跡アルトキハ免狀ヲ取揚ケ教授ヲ禁シ其地方廳及ヒ文部省ニテ其事由ヲ報告スヘシ

第三十三條 外國教師ハ免狀豫科教師ハ中學校教授免狀本科教師ハ開業免狀所持ノ者ニ非ザレハ雇入ル、ヲ許サス

但第一大學區醫學校ノ教師ハ右ノ免狀ヲ所持スルハ勿論親シク専門學科ヲ教授シタル者ヲ選フヘシ

第三十四條 外國教師全國ノ醫政學校ノ課程ニ附キ建議スルコトアラハ必ス先ツ其學校長ニ議シ校長ヨリ醫監ニ開申スヘシ

第三十五條 外國教師ノ給料ハ一箇月四百圓ヲ越ユヘカラス但シ第一大學區醫學校ニ於テ有名ノ碩學

ヲ雇フトキハ此限ニアラサルヘシ

滿期歸國ノ時ニ臨ミ其勤勞ニ應シ醫監校長ノ協議ヲ以テ文部卿ニ申白シ褒賞ヲ與フルコトアルヘシ

第三十六條 地方病院ニテ外國教師ヲ雇フ時ハ此規則並文部省教師雇入條約規則書ヲ參攷シテ條約擬

案ヲ製シ文部省ニ出シテ許可ヲ受ケ然ル後條約ヲ結フヘシ

但シ教師到着ノ上ハ必ス所持ノ免狀ヲ衛生局ニ出シテ點檢ヲ受クヘシ

(當分)在來ノ教師免狀ヲ所持セサル者アラハ更ニ雇繼ヲ許サス

第三 醫師

第三十七條 醫師ハ醫學卒業ノ證書及ヒ内科、眼科、産科等専門ノ科目ニケ年以上實驗ノ證書從來所就ノ院

長或ハ醫師ヨリヲ所持スル者ヲ檢シ免狀ヲ與ヘテ開業ヲ許ス

(當分)從來開業ノ醫師ハ學術ノ試業ヲ要セス唯其履歴ト治績トヲ較量シ姑ク之ヲ二等ニ分テ假免狀ヲ授ク

(醫制發行後凡ソ十年間)ニ開業ヲ請フ者ハ左ノ試業ヲ經テ免狀ヲ受クヘシ

(甲) 解剖學大意

(乙) 生理學大意

(丙) 病理學大意

(丁) 藥劑學大意

(戊) 內外科大意

(己) 病牀處方竝手術

【八年二月十日文部省達ヲ以テ醫術開業試驗手續ヲ定ム】

即今開業ノ假免狀ヲ得タル者ト雖モ三十歳以下ノ者ハ毎三年必ス右ノ試業ヲ遂ケ其免狀ヲ受クヘシ但シ篤志ノ者ハ年齢ニ拘ラス試業ヲ請フコトヲ得ヘシ

産科、眼科、整骨科及口中科等專ラ一科ヲ修ムル者ハ各其局部ノ解剖、生理、病理及ヒ手術ヲ檢シテ免狀ヲ授ク

種痘ハ天然痘病理治方ノ概略及ヒ牛痘ノ性状種方ヲ心得タル者ヲ檢シ假免狀ヲ與ヘテ施術ヲ許ス
牛痘種法條
例別冊アリ

【七年十月文部省布達第二十七號ヲ以テ種痘醫心得方ヲ定ム】

【七年六月二日文部省達ヲ以テ種痘條例ヲ定ム】

第三十八條 海陸軍醫ヲ採用スルニハ各其方法アルヘシト雖モ軍醫監必ス醫監ニ協議シテ其等級ヲ定ムルコトヲ法トス

第三十九條 典醫、侍醫モ亦前條ニ同シ

第四十條 開業免狀ヲ所持セスシテ病客ニ處方書ヲ與ヘ手術ヲ施ス者ハ科ノ輕重ニ應シテ其處分アルヘシ

第四十一條 醫師タル者ハ自ラ藥ヲ嚮クコトヲ禁ス醫師ハ處方書ヲ病家ニ付與シ相當ノ診察料ヲ受クヘシ

(當分)診察料ハ各地方ノ貧富人口ノ疎密路程ノ遠近等ニ從テ自ラ差別ナキヲ得ズ故ニ先ツ衛生局ニテ其大略ヲ取調ヘ地方長官ト協議シ便宜ニ應シテ之ヲ定ムヘシ

外科、眼科、産科、口中科等ハ手術ノ大小難易ニ由テ其料ヲ定ムヘシ

時宜ニヨリ診察料、手術料ヲ増減スルトキハ衛生局、地方官協議ノ上文部省ノ許可ヲ得テ之ヲ報告スヘシ

二等醫師ハ願ニヨリ藥舖開業ノ假免狀ヲ授ケ調藥ヲ許ス

調藥兼帶ノ醫師ハ他醫ヨリ處方書ヲ投スルコトアラハ可寧ニ調合シ毫モ私意ヲ加ヘス第六十一條、第六十三條、第六十五條、第六十六條、第六十七條、第六十八條及ヒ第六十九條ノ規則ヲ守リ藥舖主ノ所業ニ殊ナルコトナカルヘシ

調藥兼帶ノ醫師ハ處方書細劑ノ外ハ藥種ノ販賣及ヒ賣藥丸藥、散藥、膏藥、煉藥等ノ如キ調劑ニシテ醫家ニヨラズ諸人ノ需ニ應ジテ販賣スルモノヲ云フヲ禁ス

第四十二條 處方書ニハ病人ノ姓名、年齢、病名、藥劑分量用法ヲ記シ其下ニ年月日及醫師ノ名ヲ書シ印ヲ捺スヘシ

第四十三條 醫師私カニ藥劑ヲ嚮キ或ハ藥舖ニ通シテ奸利ヲ謀ルモノハ開業ヲ禁シ文部省及ヒ地方廳ニテ其事由ヲ報告スヘシ

第四十四條 醫師行狀正シカラス或ハ懶惰ニシテ業ヲ怠リ危急ノ用ニ達セサルトキハ醫務取締區所長ノ詮議ヲ以テ地方官衛生局ニ届ケ營業ヲ禁シ地方廳ニテ其事由ヲ報告スヘシ

第四十五條 施治ノ患者死去スルトキハ醫師三日内ニ其病名經過ノ日數及ヒ死スル所以ノ原由ヲ記シ虚脱、痲痺、室息等ノ類ヲ云フ醫師ノ姓名年月日ヲ附シ印ヲ押シテ醫務取締ニ出スヘシ

第四十六條 醫師惡性流行病瘧疾、虎列刺、天然アルコトヲ察セハ急速醫務取締及區所長ニ届クヘシ
流行病豫病
法別册アリ

【八年三月二十三日文部省達ヲ以テ醫師施治傳染病患者届出方ヲ定ム】

第四十七條 醫師他所ニ轉シテ開業セント欲スル者ハ所持ノ開業免狀ヲ其地方ノ醫務取締及ヒ區所長ニ出シテ更ニ許可ヲ受クヘシ若シ醫務取締區所長其許可ヲ怠リ或ハ之ヲ拒ムトキハ其醫師ヨリ衛生局地方官ニ訴フヘシ

第四十八條 病家診察料ヲ送ラサル時ハ醫師ノ申立ヲ以テ醫務取締及區所長之ヲ取立ツヘシ

第四十九條 産科醫ハ生兒ノ男女死生及ヒ年月日ヲ記シテ醫務取締ニ出スヘシ
但流産モ三ヶ月以上ノ者ハ右同シ

（當分）内、外科ヲ論セス總テ産婦ヲ取扱フ者ハ皆本條ニ準ス

第五十條 産婆ハ四十歳以上ニシテ婦人、小兒ノ解剖生理及ヒ病理ノ大意ニ通シ所就ノ産科醫ヨリ出ス所ノ實驗證明書産科醫ノ眼前ニテ平産十人
難産二人ヲ取扱ヒタルモノヲ所持スル者ヲ檢シ免狀ヲ與フ

（當分）從來營業ノ産婆ハ其履歴ヲ實シ免狀ヲ授ク但シ産婆ノ謝料モ第四十一條ニ同シ

（醫制發行後凡十年ノ間）ニ産婆營業ヲ請フ者ハ産科院或ハ内
外科醫ヨリ出ス所ノ實驗證書ヲ檢シテ免狀ヲ

授ク若シ一小地方ニ於テ産婆ノ業ヲ營ム者ナキトキハ實驗證書ヲ所持セサル者ト雖モ醫務取締ノ見計ヲ以テ免狀ヲ授クルコトアルヘシ

第五十一條 産婆ハ産科醫或ハ内、外科醫ノ差圖ヲ受クルニアラサレハ妄ニ手ヲ下スヘカラス然レト

モ事實急迫ニシテ醫ヲ請フノ暇ナキトキハ躬ラ之ヲ行フコトアルヘシ但産科器械ヲ用フルヲ禁ス且ツ此時ハ第四十九條ノ規則ニ從ヒ其産婆ヨリ醫務取締ニ届クヘシ

第五十二條 産婆ハ方藥ヲ與フルヲ許サス

第五十三條 鍼灸灸治ヲ業トスル者ハ内、外科醫ノ差圖ヲ受クルニアラサレハ施術スヘカラス若シ私ニ其術ヲ行ヒ或ハ方藥ヲ與フル者ハ其業ヲ禁シ科ノ輕重ニ應シテ處分アルヘシ

第四 藥舖附、賣藥

第五十四條 東京府下ニ司藥場ヲ設ケ便宜ノ地方ニ其支場ヲ置キ藥品検査及藥舖賣買等ノコトヲ管知ス
司藥場章程
別册アリ

【七年三月文部省達第十一號ヲ以テ東京司藥場ヲ設立ス】

第五十五條 調業ハ藥舖主藥舖手代及ヒ藥舖見習ニ非サレハ之ヲ許サス

但藥舖見習ハ必ス藥舖主若クハ手代ノ差圖ヲ受ケ其目前ニテ調業スヘシ

第五十六條 藥舖見習ハ十五歲以上ノ者ヲ選ヒ其藥舖主ヨリ醫務取締ニ届ケテ之ヲ用フヘシ

第五十七條 藥舖手代ハ二十歲以上ニシテ豫科課目^{第十條}ノ大意及ヒ處方學ノ試業ヲ遂ケ免狀ヲ受クヘシ

(現今)其用ヲ辨スル者ハ學科ノ試業ヲ要セス

(醫制發行後凡十年ノ間)ニ藥舖手代タラント欲スル者ハ算術理化學大意及ヒ藥物ノ名目品類ヲ試問スヘシ

第五十八條 藥舖主タル者ハ從來所就ノ藥舖主ヨリ本人ノ二ヶ年以上藥舖手代ヲ勤メタル狀ヲ具ヘ醫

師取締ヨリ衛生局ニ申達シ左ノ試業ヲ經テ藥舖開業ノ免狀ヲ受クヘシ

(甲) 實用化學

(乙) 藥劑學大意

(丙) 製藥學

(丁) 毒物學

但製藥學校ニテ卒業證書ヲ得タルモノ又ハ醫學卒業證書ヲ所持シテ藥舖主或ハ手代タラント欲スルモノハ此例ニアラス

(當分)從來藥舖主タル者ハ學術ノ試業ヲ要セス履歷明細書ニ照準シテ假免狀ヲ授ケ開業ヲ許ス

(醫制發行後凡十年ノ間)ニ藥舖開業ヲ願フ者ハ左ノ試業ヲ經テ免狀ヲ受クヘシ

(甲) 算術

(乙) 理化學大意

(丙) 藥劑學大意

(丁) 處方學大意

第五十九條 藥舖主及ヒ手代ノ試業ハ衛生局長、司藥場長ノ内一人ヲ以テ會長トシ司藥場附屬ノ吏員

醫務取締地方ノ醫師藥舖主等五人乃至七人ヲ撰テ試業掛トシ毎年二次之ヲ開クヘシ試業ノ時日場所

ハ三ヶ月前文部省ヨリ報告スヘシ

第六十條 新クニ藥舖ヲ開カント欲スル者ハ藥舖開業免狀及ヒ行狀證^{從來所就ノ藥舖主或ハ二年以上所住ノ地方官ヨリ出スモノ}ヲ醫

務取締ニ出シテ其檢印ヲ受ケ屬籍、姓名、年齢、履歴ノ明細書ヲ添ヘ地方官ニ出シテ許可ヲ受クヘシ
醫務取締其檢印ヲ怠リ或ハ拒ムトキハ衛生局ニ訴フルヲ得ヘシ

第六十一條 免狀ナクシテ藥劑ヲ調合シ或ハ藥種ヲ販賣スル者ハ科ノ輕重ニ應シテ處分アルヘシ

第六十二條 藥舖ニハ精微ノ秤量器及日本藥局方中ノ藥品純精ナルモノヲ撰テ之ヲ備ヘ缺亡アラシム
ヘカラス 日本藥局法
別册アリ

第六十三條 藥舖ハ衛生局、司藥場ノ吏員不意ニ點檢スルコトアルヘシ

但贗藥、敗藥ヲ貯蓄スル者ハ其事故ヲ糺シテ相當ノ處分アルヘシ

第六十四條 藥舖主及ヒ手代ハ必ス醫師ノ處方書其外一定普通ノ藥方ヲ記シテ需ムル者ニアラサレハ
調合スルヲ許サス

但單味ノ品ハ劇藥ニアラサレハ醫師ノ外タリトモ販賣自由タルヘシ

第六十五條 醫師ヨリ投スル所ノ處方書ハ其方ニ從テ精細ニ調合シ毫モ私意ヲ加フヘカラス

第六十六條 藥舖ニテ調合シタル藥劑ハ病人ノ姓名、藥名、分量用法及ヒ年月日ヲ記シ印ヲ押シテ之
ヲ與フヘシ

第六十七條 處方書ハ順次ニ其本書ヲ貯ヘ一ヶ月分宛一冊トシテ二十年ノ間紛失スヘカラスモシ藥舖

主病死或ハ事故アリテ藥舖ヲ廢スルトキハ其處方書ヲ束ネテ醫務取締ニ出スヘシ

但調藥兼帶醫師自己ノ處方モ亦右ニ準ス

第六十八條 劇藥ハ司藥場檢印ノ品ニアラサレハ調合及ヒ販賣スルヲ許サス

(當分)劇藥ニ限ラス品ニヨリテハ檢査スルコトアルヘシ

第六十九條 劇藥ハ醫師ノ處方書ニ據テ調合スルノ外ハ同業ノ者化學家及ヒ調藥免許ノ醫師ヨリ其需
要ノ旨趣ヲ詳記シタル證書ヲ以テ求ムルニアラサレハ決シテ販賣スルヲ許サス

第七十條 右ノ規則ニ從ヒ劇藥ヲ販賣スルトキハ其品ヲ固封シ印ヲ押シテ表書藥名ノ傍ニ毒ノ一字ヲ
大書スヘシ

劇藥販賣ノ節ハ藥名、分量年月日及ヒ買人ノ姓名ヲ別帳ニ記シ買人ヨリ送ル所ノ證書ハ二十年間紛
失スヘカラス

第七十一條 賣藥ハ其藥味、分量、功能、用法及ヒ代價ヲ記シ地方廳ヲ經テ衛生局ニ出シ免狀ヲ受ク
ル者ニアラサレハ調製ヲ許サス

但シ藥味、分量等有害ノモノ或ハ其功能書ニ照シテ不當ナルモノハ調製發賣ヲ禁シ或ハ之ヲ改正セシムヘシ

第七十二條 免許ヲ得スシテ賣藥ヲ製シ發賣スルモノハ藥方ヲ禁シ調劑ヲ没入シ科ノ輕重ニ應シテ其處分アルヘシ

第七十三條 賣藥家ハ衛生局或ハ司藥場ノ吏員等不意ニ來リ調藥ノ場ニ臨テ仔細ニ検査スルコトアルヘシ若シ其検査ヲ拒ミ或ハ隱匿スル等ノ所業アルモノハ賣藥ヲ禁シ相當ノ處分アルヘシ

第七十四條 配藥人 賣弘所、取次所及
ヒ賣子等ヲ總稱ス 調劑師ヨリ其屬籍、姓名、年齢及ヒ開店ノ場所ヲ記シテ醫務取締ニ届クヘシ

第七十五條 凡ソ賣藥ハ調劑師竝ニ配藥人ヲ合シテ一社ト看做シ調劑師ヲ社長ニ擬ス故ニ其社中賣藥敗藥ヲ鬻キ或ハ押賣スル等不正ノ所業アルトキハ藥方ヲ禁シ調藥ヲ没入シ科ノ輕重ニ應シテ其處分アルヘシ

第七十六條 藥舖及ヒ調藥師、配藥人ハ各一定ノ收稅アルヘシ

以上 七十六條

跋

曾て會史編纂を企て、縣下に於ける維新以來の沿革を調査せんとしたが縣廳に於ても古き書類は湮滅に歸して捜査に由なく老醫又は其遺族に就て尋ねても醫會關係の書類を藏せらるゝ向なく漸く二三の文獻を得たに過ぎない依て簡略では有るが醫師法發布以來の沿革に加へた次第である本書は今回醫師會館の落成を機として之を記念出版する事にした。

醫師會館は去昭和十一年六月本會創立三十周年記念式の際總會に於て建築を決議された、會長及常務理事の其局に當るは勿論だが更に建築委員を委嘱して進行する事になつた、爾來敷地の買收建築の請負と着々進行して遂に落成式を舉ぐるに至つたのは慶賀に堪へぬ次第である、尙其當事者を舉ぐれば左の人々である

會 長 山 田 永 俊

理事(常務) 船 渡 信 治 郎

理事(常務) 竹中進成
理事(常務) 野村仁 (會計補佐)
建築委員

山内要 (會計主任)
廣瀬文岳
守屋真一
三輪穰
伊藤吉左衛門 (死亡)
太田喜作 (補缺)
渡邊鶴吉 (辭任)
森川英之助 (補缺)

昭和十三年十一月廿五日印刷
昭和十三年十一月三十日發行

岐阜市美江寺町
岐阜縣醫師會
代表者 山田永俊

印刷者 河田貞次郎
岐阜市七軒町十二番地

印刷所 岐阜市七軒町十一番地
西濃印刷株式會社
岐阜支店

387
229

終